

# 風車

2024年4月11日発行

Vol 18

## 町民の住民監査請求 —仁木町が正式に 受理!—



6年)4月4日(木曜日)

北 海

### 住民監査請求 仁木町が受理

再生エネ業務委託

【仁木】町が再生可能エネルギービジョン策定とエネルギー転換実証事業を、宮城県の会社や関連会社に業務委託したのは不当として、町内の農業男性が行った住民監査請求について、町監査委員は請求を受理し

(文責) 仁木町西町  
(株)まほろば自然農園  
代表 宮下 洋子



た。5月13日までに監査結果を公表する。

受理は4月2日付。監査請求書によると、両事業の業務委託に関しては、提出書類の不備、利益相反取引となる疑いがあり、町にとって損害に当たると指摘。委託料の返還や支払い中止、佐藤聖一郎町長らによる損害賠償を求めている。

(伊藤圭三)

## 3月22日、

宮下周平が仁木町に提出した「住民監査請求」は、議会事務局との何回かのやり取りの後、4月2日付けで正式に受理されました。



## 5月13日までに

「住民監査請求」は、仁木町の監査委員2名によって、監査結果が公表されることになりました。

## 4月10日、証拠の提出と陳述

請求人（宮下周平）は、希望があれば、証拠（追加）の提出や陳述の機会を与えられるという事で、希望を出して、受理されました。

## 傍聴は却下

請求人以外の住民の傍聴を希望しましたが、これは監査人の判断に委ねられるという事で、却下されました。本当は公開にして欲しかったのですが仕方ありません。録音も出来ないことになりました。

## ★住民監査請求とは

地方自治法第242条により、住民は、普通地方公共団体の長や執行機関又は職員についての**財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実**があると認めるときは、これらを証明する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずるように請求することができます。

地方公共団体の**住民全体の利益を保護することを目的とする制度**です。

上記行為により、仁木町に財政上の損害を与え、又は、与える恐れがある場合に行う事が出来ます。監査は、請求のあった日から60日以内に行わなければなりません。